

マイナ免許証を希望される方へ ～ご注意いただきたいこと～

マイナンバーカード（MNC）への特定免許情報の記録は、有効なMNCにしかできません。MNCが有効でない場合、マイナ免許証は作成できません。

MNCと運転免許証の有効期限は別のものです。
マイナ免許証を持つことで、MNCと運転免許証、それぞれの有効期限を把握し、管理する必要があります。

マイナ免許証をお持ちの方がMNCの更新や再交付等をした場合、新しいMNCに免許情報は引き継がれません。引き続きマイナ免許証を持ちたい場合は、新しいMNCに再度免許情報を記録するために、警察署や免許センター等に来場する必要があります。

免許情報が記録されていないMNCでは、運転することはできません。

マイナ免許証の住所変更をする場合、最初に市町村窓口でMNCの住所変更が必要になります。2枚持ちの方は、MNCの住所変更をした後に、警察署や免許センター等で、免許証の住所変更手続きが必要になります。

2枚持ちの方は、各種の手続きをする時は2枚の免許証をどちらも提示することが基本となります。更新申請など、片方を忘れた場合は申請することができない手続きがあります。

国外運転免許証を使用して渡航先で運転する際は、従来の運転免許証を携行して頂く必要があります。マイナ免許証は、海外では免許情報を読み取れずに、無免許運転とされるおそれがあります。

住所等変更ワンストップサービス（OSS）は、マイナ免許証のみをお持ちの方だけが利用できます。2枚持ちの方は利用できません。

OSSの利用開始には、警察署や免許センター等にMNCの署名用電子証明書の提出が必要です。署名用電子証明書の提出には、市町村で発行を受けた際に設定した6～16桁の暗証番号が必要であり、分からない又は設定していない場合、手続きできません。署名用電子証明書、暗証番号については、市町村の窓口にご確認ください。

誤解しないで！マイナ免許証！！

**「マイナ免許証のみ」
にしたら、免許証が
なくなった！**

「マイナ免許証」という免許証を新たに作成するわけではありません！
マイナンバーカードを、免許証に作り変えるものでもありません！
「マイナ免許証」は、現在ご使用中のマイナンバーカードのICチップに免許証の情報を記録し、免許証として使用することができるようにするものです。
「マイナ免許証のみ」を選択すると、従来の運転免許証は残りません！

マイナ免許証の見た目はマイナンバーカードであり、券面上に免許証の情報が記載されていません！
このため、免許証として提示するには、お持ちのスマートフォンで読み取りアプリを使用したり、マイナポータル連携をして、ご自身で免許情報を読み取り事業者に提示する必要があります。

**レンタカー会社で
使えなかった！！**

**免許更新をしたのに
マイナンバーカードが
更新されていない！**

免許更新で更新されるのはマイナ免許証に記録される免許情報だけです！
マイナンバーカードは更新されません。
マイナンバーカードの更新は、市町村の窓口が管轄となります。



**見た目は
マイナンバーカードであり、
免許証の情報を確認するには
スマートフォンでの読み取りが
必要です！！**